

## 「内証金」考

中野 泰

——山口県玉江浦における若者と家の拮抗関係——

### 一 はじめに——問題の所在——

山口県萩市玉江浦の遠洋漁業においては、漁獲物を換金して分配する際、若手乗組員に対して、個人の配当に加えてカンダラという特別給付を行なうことがあった。既に明らかにしたように、このカンダラは、報奨的な意味を持って、遠洋漁業の発展を労働力確保という点から支えた重要な経済行為であった〔中野 一九九九〕。だが、この給付はその乗組員の親には秘密の「内証金」と称されていた。

「内証金」に関する問題は、従来、農村や山村におけるシンガイ、ホマチなどの慣行として注目されてきた。これは、柳田国男によれば、傍系家族員が新たに作り上げた公認の耕作地に始まり、その後「小遣銭」の必要な時代となって、家長へ秘した「私財」を形成するようになったものとされ、大家族制の解体に伴った現象と位置づけられた〔柳田 一九六九（一九四六）…二六七、二八四、三四六—七〕。

中込睦子は、この柳田の、あらゆる「私財を直線的な系列に置き換えよう」とする視角自体に無理があると批判し、「私

「財」の問題を検討した「中込 一九九二」。まず、「私財」の性質と「取得の形態」に着目し、前者を「消費財型」「生産財型」とに分け、後者が「家産・家業・家計」の枠外で行なわれるとし、それを三つの形態に分類する。<sup>(1)</sup>この分類により、「私財」の「私」性を確保するものが、一方で、衣類、箸、枕、箱などの日用品そのものの性質に、他方で、嫁入り道具などの持参財のように、「嫁としての働き如何とは無関係に婚家の外部」からもたらされることに求められるという「中込 一九九二・八〇・八四」。また、日用品の「私」性は、そのもの（衣類、箸）と持ち主の間に「霊的なつながり」があることや、そのもの（箱、籠）が他人へ対して個人の「秘められた空間を作り出す」ことに由来するとされる。<sup>(2)</sup>このように、中込の「私財」の分類は、それが「私」性を確保される点を、財の性質と「取得の形態」に焦点を当てて追求したものであった。この試みは、「家族史」再構成の観点を相対化し、かつ、「私財」の多様なあり方を整理したものとして評価できるだろう。

しかし、「私財」の「私」性を析出する手続きは、上記の二つの指標のみであったという点で単純に過ぎたと思われる。<sup>(3)</sup>例えば、本稿で検討する玉江浦の「内証金」の場合、その取得のあり方は、上記の分類のいずれにも当てはめることができない。また、その実際の使途はアソビへと消費するものだった。この「内証金」は、先の図式のように日用品を購入せずとも、「私」性が確保されていたのである。この確保において重要なのは漁業組織であり、それをアソビに消費すること自体を若者が求めていることにあった。その意味で、この収益を取得する人物の家族成員としての性格も無視できないのである。「私財」の問題は、家族における誰の「私財」が、どのような社会関係で確保され、いかなる意味で求められているのかという面から検討することが重要であると考えられる。

本稿は、以上の問題意識から、玉江浦のカンダラがどのような意味で親に対する内証であったかを探り、若者にとって「内証金」がいかなる意味で魅力的であったのかについて解明する。<sup>(4)</sup>以下、原則として、筆者のフィールドワークで得られた資料をもとに、第二次大戦前から戦後にかけての慣行を再構成して論じて行くこととする。

## 二 玉江浦の漁業組織と經濟構造

### (一) 漁業組織

山口県の日本海側は響灘と北浦に二分される。この北浦の漁港の一つである萩は、長州藩々主の居住した萩城のあった港町である。玉江浦は、この萩城の対岸に位置し、遠洋漁業の基地として、また、若者を宿泊して漁業の修得をさせる青年宿のあった漁村として知られている（七八六世帯・人口二三七四人（一九九八年一月萩市統計、倉江を含む））。

近世中期、玉江浦では、大敷網や磯物採取を中心とした沿岸漁業を行っていた。明治中期には既に遠洋漁業の漁村として知られ、大正、昭和と漁船の動力化が進むと、漁場を朝鮮半島近海から東海（東シナ海）へと広げ、操業は、最寄りの港（釜山や下関、後、博多や長崎等）を基地とした長期に亘るものとなっていた。遠洋漁業は持続的に成長し、明治末期から大正期、及び戦後から昭和五〇年代にかけては、顕著な伸びを見せていた。

漁師を志す男子は、義務教育が終了すると青年宿に所属する（約一五―二五歳頃まで）。宿は、地域毎（四つの組）の独立建造物で、遠洋漁船に乗組む若者は、操業から帰港した正月、祭りの期間そこに宿泊する（以外の者は通年宿泊）。宿に所属する若者は、宿入りした当初の年から新たな加入者が入ってくるまでは爛付と呼ばれ、雑事を分担し、以後、階梯が上がっていった。最後の三年間は、横向、横向頭、宿頭などと一年毎に階梯を上がり、年少者の指導に当った。以上の若者は青年と通称された。宿において日中は、延縄の漁具を準備したり、技術を修得したりする。夜間は自由であったが、年少者の日常的な振る舞いが、年長者によって指導されることもあった。その指導は宿に掲げられた「心得」に則って行なわれた。これは、長幼の序をわきまえ、礼儀正しく、贅沢をしない漁師の「人格」と「修鍊」に重きを置いたものであった〔中野 一九九八・五五〕。

船主は同じ地域毎に船頭内と称して組織されていた。船主と乗組員が様々な協定を結ぶ場として青年協行会があった。

これは、帰港の期日、歩合率の設定、諸経費にまつわるルール、遭難や相互扶助についての取り決めをする遠洋漁業の母体組織であり、青年宿の指導も間接的に行なっていた。青年宿と青年協行会は、ともに大正時代に明確な組織となったものである。創立経緯は不詳だが、遠洋漁業の進展と深く関わっていたことが想定される。

## (二) 船内の組織

一艘の船には、船主が船頭として乗り込み(船主船長)、機関士、甲板員を合わせて戦前は総勢五〜七人(戦後は八〜九人)の規模で、共同漁業を行なった。船頭は漁船の操作、漁場の探索や縄を延える判断を下し、操業を指揮、監督する。機関士は、機関の修理、調整に当たった。他の乗組員は、延縄と揚げ縄、及び、魚の整理、使用後の縄の整頓や餌掛けをした。これら船頭と乗組員を合わせて船内と称した。

船内のまとめ役は、オヤジと通称されていた。これは、ボースンとも言われ、甲板員の最年長者が「親代わり」として、船頭の元で船内の指揮を取り、会計なども行なった。甲板員は、トモノリ(三〜五歳)、その上はロソ・中老(五〜十歳)、大老(十〜二十歳)と称された。甲板員の最下層が青年であり、オモチノリと呼ばれた。青年は、宿に所属した後、早い者で初年度に、遅い者で三年目には遠洋漁船へ乗り組んだと言う。

オモチノリは、漁船のオモチに位置して帆や錨の操作といった重労働を担い、出航前には特別な漁船具を準備した(帆船時代)。動力船となった後も、オモチの重労働を行ない、延縄作業では道具の持ち運びや浮きの揚げ降ろしをし、食事や清掃などの雑事も行なった。その役回りは、ブリッジ(操舵室)の周りを走っているようなものと表現される。オモチノリの新入人をウエダチと言ひ、これを過ぎた者はドビキと称した(複数の際年長者をオオドビキという)。ウエダチは、乗船したばかりの「右も東も分かる前」の「見習ひ」、つまり、初心者を目指す。ウエダチは、労務の外に配当でも特別な扱いをされていた。オモチノリ内の最年少の者は(多くの場合ウエダチである)、食事の賄いを担当するのでメシタキとも呼ばれ、清掃などの雑務もこなさなければならなかった。ドビキは、「ウエダチの人間に何もかも教えてゆく」立場と言われる。「オモチ

とのパイプ役」と言われるように、船長からすれば指揮系統と末端との間を取り次ぐ中継役であると認識されていた。

青年宿を出た者はトモノリと呼ばれる。トモノリになると、結婚が認められ、かつまた、船頭の資格を有することとなった。このトモノリは、帆船時代においては、主として漁船のトモに位置して舵を操作した。動力船となつてからも、操舵のタイミングを判断して船長に伝えたり、延縄作業においては縄を延えたり、時化で船をナガス際には、複数の錨の操作をするなど熟練した甲板員であつた。

### (三) 漁獲物とその分配制度

遠洋漁業の漁獲物は、二通りに利用されていた。一つは、操業の対象魚、甘鯛やレンコ鯛などであり、これは水揚げする。だが、それ以外の、フグ、イカ、アジなど様々な魚種を混獲した際には、ヨロクと称して船内の食事に用いていた。また、漁撈時間外の夜間などを利用して魚を釣り（ナゲヤという）、船員間で分けて各家庭へ持ち帰ることもあつた。高級魚であれば水揚げに繰り込むこともあつたが、実際の水揚げに当てられるのは、これらヨロクなどを除いた漁獲対象魚が中心だつた。

正月と祭りの時期は、キリアゲと称して帰港し、水揚げ高を分配（サンニョウという）した。分配は、船主宅に船内が揃つて現金を直接分けるもので、俗にカイゾクサンニョウとも言つた。水揚げ高からは、市場手数料、ブキン（漁業協同組合賦課金）、モンギン（祭典費等）、経費（油、氷、餌、箱代等）を引き、それからフナブ（船歩）を引く。この残金をオオナカといい、船員へは、これから諸経費（食料費、燃料、水等）とカンガラ（後述する）を引いた残りを、人数割にして配当した。各配当分、あるいは、配当法のことをブアイ（歩合）という。モンギンは積み立てて浦の祭礼行事、青年宿のような各組々の運営や相互扶助の経費に充てていた。また、配当に一定率を掛けた金額を乗組人数で割つて各自の配当から差し引き、機関士への歩を給付する。船主へは別に船歩が付加された。オモテノリは、ウエダチ以外は、みな一人前の配当を貰つていた。また、トモノリも一人前の配当を受けた。機関士を除けば均等分配を原則としていた中で、カンガラの存在は特異

であった。

カンダラは、船内がオモテノリに対して、その重労働の対価として給付した。この額は、ある漁師が以下に説明するように、青年を除く船内が、他の船の相場を勘案して話し合い、働きの良い者、特にメシタキなどの年少者へ給付するものであった。<sup>(6)</sup>

お祝儀がたくさんある、カンダラ（といって）、……若いもん、メシタキ、その次の人とか（が貰える）、価格はよその船のを見てやる、働きによってやる、船でまとめて、その中には若いもん入られん、青年以外のものが話し合つて、「確かに模範青年やの」、事前に話し合いをして。

このカンダラが、優秀な労働力確保としての役割を持つ分配法であり、玉江浦の遠洋漁業の成長を支えた要因の一つと考えられることは既に論じたことであるが（漁獲物分配制度の詳細については「中野 一九九九」を参照）、ここで興味深いのは、その給付が、「内証金」と解釈されていたことである。カンダラが「内証金」とされる理由はどこに求められ、いかなる意味で、若者の重労働に対する対価としての魅力を持っていたのであろうか。

### 三 「内証金」の社会的意味

カンダラにおいては、以下のように、オモテノリを軸とした、家、あるいは漁業組織との間に緊張関係が存在していた。従つて、「内証金」については、その管理、消費も含めた幅広い意味での経済活動を、若者の社会関係との関わりから検討することが必要となる。

#### （一）収入の構造

玉江浦においては、直系家族が同居し（一〜三世代。中には四世代という家もあった）、十人を越える家族もまれでなかつ

た。家族員の多さは、多くの収入を必要とする。若手漁師の存在は、玉江浦の漁家経営において欠くべからざる存在であった。彼らオモテノリの収入（配当）は「親にやるせい」というように、親に渡すべきものであったからである。オモテノリの中でもウエダチから二、三年までの者は、その配当を直接本人が受け取ることができず、船内のオヤジから直接親へ渡すよう慣例化されていた。また、船長、機関士、甲板員であつても、配当金は家に入れるものであつた。個人の配当は、既婚者であつても妻へ渡すべきものだったのである。その使用については、「生活費じやいや、おめあれがなけりや飯が食われせんわ」という。配当は、妻や親によつて基本的に家の生活を支えるものとして家計に充てられていたのである。そのため、遠洋漁業に従事する男性が家族に多いほど家計は助かるものであつた。ある漁師の妻は、それを以下のように表現している。「男の子がようけおるとみんな喜んだ、男の子でさえありよつたらみんな儲けよつた」。

家の稼ぎは一方の男性に依存したものであつた。他方、家計の管理については女性に任されていた。この分業がいかに明瞭なものであつたかは、男が「ただ働くだけで」「お金のこと分らん」ものであつたと表現されることから理解できる。では、妻や母親は家においていかなる期待を背負つていたのか。玉江浦では、魚の行商（カネリといった）に出る以外、既婚女性は家にいることが望まれ、妻による現金収入は夫により嫌がられた。なぜなら、女性達にとっては「家が無茶苦茶になつたら恥、流しでもきちやなかつたら恥」と受け止められていたからである。従つて、男の「留守は、お母さんがそねいに家を守つて、子供を守」るものであつたという。掃除は家の台所を中心に徹底し、床や柱は揚げ油と柿渋で「ピツカピツカ」に磨き上げ、十一月頃ともなれば、冬支度と称して炭や薪を準備する。これが「嫁さんの役目、女の役目」なのであつた。このように妻や母親らは、家内にとどまり、家計を管理し、かつ、掃除や育児を怠らないで家や子どもを守るべきものとして期待されていた。玉江浦の漁家において、稼ぎ手と収入の管理者は、夫婦の間、あるいは、親（母）子の間において顕著に分業的な形態をとつていたのである。

この家計構造のため、帰港後に乗組員が必要とするお金については、親や妻へ一旦渡した配当の中から改めてその一部を貰わなければならなかつた。生活が厳しければ全くない場合も少なくなかつた。そのため、必要な小遣いを船内の工夫

で捻出することがあった。寄港中に飲食をしたり、娯楽に赴いたりする際、その経費は、船内が予め船に積んでおいたお金から借用し、サンニョウの段階で配当から天引きされた。このような借用金のことをツカイと称した。また、シキリビキと言って、前航海の水揚げ高の一部を私用金に充て、玉江浦に帰港した後、サンニョウで天引きすることも頻繁に行なわれた。これもツカイという。いずれとも持ち込む金額には限りがあり、船長や会計を担うオヤジらは必然的に各人の消費を限度内に抑える努力をしなければならなかった。乗組員が必要とする個人的な金銭は、次の配当を前借りして得る仕組みとなっていたのである。家計と小遣いは、個人的な支出の額によって家計費が増減されるというように、相互に侵食する関係にあった。

一方の家においては男の小遣いの額を最小限に抑えることが懸案であり、他方の男においては小遣いを確保することに工夫が必要であった。例えば、先に触れたヨロクやナゲヤで得た余分な魚を、船頭の認可の上、水揚げに繰り込んで船内で分け、各々の小遣いにする場合もあった。この小遣いは、飲食、買春、パチンコなどに費やされ、妻にその存在は敢えて知らせないものであった。同様に、私用金を確保する目的で、「分け前あろう、それから抜いて親元出す……渡す前に抜くのをカンコロ」と言った。このように配当の一部を「ナイシヨガネ」<sup>(7)</sup>と言って「渡す前に抜く」ことも行なわれた。これらは、配当を家計に充てる漁家の前提に対応した船内の工夫であったが、家計の総体を侵食することになり、母親や妻の側から嫌がられたことは言うまでもなかった。カンダラの基盤には、このような漁家と船内との間の独特な緊張関係があったのである。

## (二) カンダラ

カンダラは「ナイシヨガネ」と言ってオモテノリは「親に内証」にしたものであると言われる。何故なら、カンダラが存在を「親に言うたら取られらあ」という理由からであった。「ナイシヨガネ」は、親に取り上げられることを回避するための工夫だったのである。その収入は「もろたもんの自由や」と言われるように、配当と異なり、貰った者が自由に使用

できたと認識されている。だが、父親の船にその息子が乗船する場合もあった。船頭が親であり、オモテノリはその息子であるため、論理的に「内証」の成立する余地はないと考えられるが、この場合も、カンダラを渡して家に内証にし、その額が少なければ、船頭がテバラ（自腹）を切つて更に小遣いを上乘せしたという。中には、船内がカンダラの額を決め、その決定に「船頭つていうのはタツセせん」というように、船内の意志が尊重される船もあったとされる。いずれにせよ、オモテノリの収入は、カンダラであれ、小遣いであれ確保すべきものとされていた。

この背景には、漁業組織がカンダラを若者のために確保しようと後援していたことが大きな支えになっていたと考えられる。例えば、オモテノリの親に配当を手渡す船内のオヤジも、カンダラが存在や額について「親には言わん」ものであった。拙稿でも触れたが、カンダラは、漁船内での配当であるにも関わらず、若者の享受できる権利として社会的に認められていたのである〔中野 一九九九：四三・四四〕。それを象徴するように、カンダラは「このブラクが認めた本人の小遣い」とまで言われていた。

カンダラは実際いかに使われたのか、以下に整理してみよう。カンダラは「盆、節季で大分ありよったよ、……まあアソブつて言うたら、そらまあ女郎屋でも行けば……切りが無いけど、まあ子供ら娘の多い所へ夜菓子でも持つて行つて、夜遅くまで遊んで」という。このように、未婚の若い女性のいる家を夜間の溜まり場にして、若者はお菓子などを持つてアソビに行った。女性を連れて町に出て映画を見たりする者もいたが、これらの費用は男性側のカンダラで一方的に支払うものであったという。そして、多くの漁師が説明するのは、「飲み行こうよ、萩の町酒飲んだり」「シキリが良え時、……カンダラ貰つて女郎屋行つて来ようや」という如く、カンダラは飲食や遊興に利用される場合が多かった。そうしたアソビを俗にイッパツアソビといった。

だが、全て放置されていたわけではない。例えば、家によつては若者からカンダラの額を知らせねばならず、親は「ムソウに使えよ」と諭すこともあった。<sup>(8)</sup> ムソウとは儉約しながらという意味である。カンダラが高額であった場合、親は船内へ対して、盆、暮れ、正月に下駄や酒等を届けたり、デフネ（出港）の際、御神酒を贈るものであった。青年は、カンダ

ラを使い切った後に借金を繰り返し、先述したカンコロを行なうこともたびたびであった。青年協行会は、このカンコロを回避させるため、ウエダチなどの年少者に限らず、若者の配当をみな船内のオヤジから直接親に手渡すよう取り決めたこともあった。<sup>(9)</sup>

カンダラの入手と消費においても、親（主として母）と息子の間、換言すれば、家と船内との間にある種の緊張関係が見られた。ここに農業経営と相違する漁業経営の特質、玉江浦の船内という共同組織の存在が浮き彫りになる。この船内の年齢層は、「二〇代三人、二〇代三人、三〇代三人、四〇代以上はあんまり乗らん」と言われ、青年宿在籍者が約半数を占めていた。漁船には、船頭の兄弟・息子・妻の兄弟などがよく乗組んでいたとされるが、儲ける船であるほど船頭にとって他人の占める率が高くなり、儲けの少ない船であるほど身内の占める率が高くなったという。船内が内証を保証する側として家と対立する指向性を持っていたのは、乗組員の年齢層が青年を中心としていたこと、及び、身内ばかりでなく他人も含めて構成されていた背景によると考えられる。男の「内証金」はこのような遠洋漁船の経営に依拠して行なわれていたのである。

### （三） カンダラの矛盾

カンダラを多く貰えるのは、年少の者で、働きの良い人物だと認識されている。注目されるのは、中でも多く貰えたとされるウエダチからドビキにかけてのオモテノリである。

ウエダチになるには遠洋漁船へ乗込む必要があった。乗組み契約を得る際、船頭の息子は早く、親戚縁者に船を持つ家がない者の場合は遅くなったと言われている。とはいえ、青年宿における生活態度が認められれば、誘いがかかることもあったとされ、努力次第の面もあった。その年齢は約一五〜一八歳で、個人差があった。このウダエチは、遠洋漁船に乘込んだ青年が誰でも経験しなければならぬ関門であった。彼は「人の仕事の、初めやから半分もまだでき」ないため、ドビキの指導に従ってメシタキをし、オモテの仕事や雑用を身につけていくものであった。このウエダチがカンダラを多

く貰える理由は、一人前に比べて「三分の一しか貰えないから」と言うように、配当自体が低いためで説明されている。配当法は船毎で異なるが、例えば「半年はサンゴウ、一年目でハンゴウ、二年でイチニンマエ」などと増額され、「仕事ができ初めてヒトリマエ」となった。それまでおよそ、一年から二年を要し、新たに初心者が乗船することで、次のドビキとなった（後続者がなければ配当以外は変わりなく、そのままメシタキをつとめる）。

ウエダチからドビキになる年齢は、早い者で一六歳、遅い者で二〇歳となり、個人間の差が大きかった。仕事を身につけてドビキとなった者は、オモテノリの役目のほか、ウエダチを「引率する」ことが求められる。オモテの作業は操業の円滑さに直結する。そのため、「ドビキがシカラ（頑張るという意）にや船はまわらんもんよ」といわれ、ウエダチの不手際やオモテの不始末があれば、「ドビキがつまらんから、なんやろうがや」と叱責された。ドビキは、ウエダチが経験者達の期待通りに働けるように引率し、その不足を補う乗組員であったのである。このドビキもカンダラを多く貰ったとされているが、その理由は、「そりや責任がある、若い者は教えにやならん」からであつたという。

オモテノリは、ウエダチからドビキとなる間に一人前の配当を手にし、多くのカンダラを貰うことができたといわれる。注意したいのは、一人前を貰う（広義にはウエダチからドビキへとなる過程）年齢が個々のオモテノリ間において一致していなかったことと、カンダラ給付の対象者が必ずしも固定されていなかったことである。例えば、カンダラの場合「ようやるからようけやれ」というように、実力や働き具合に基準が置かれている一方で、他方では、「あんまり若いそ（人）よりジョウ（多く）に貰たらカタが……悪かろうじや、差付けにやいけまい」と、年の若い方へ基準が置かれていた。つまり、多額のカンダラを給付する基準は二つなのである。一方の年齢は誰にとつても平等であるが、他方の働き具合は人それぞれであつた。従つて、実力さえつければ人より先に入手できる可能性があり、その可能性は年少者であるほど開かれていたのである。この必ずしも年齢に束縛されず、しかも、長幼の序を逆転させた競争原理は、一人前の配当の獲得に対しても考慮されていたと考えられる。ウエダチからドビキとなる過程（以下、この過程を移行期と記すことにする）は、一人前の配当を貰う時期、及び、多額のカンダラを入手できる時期であり、この年齢を前倒しできるかどうかは、オモテノリ本人

の努力次第であつたのである。その意味での稀少価値がカンダラにはあつた。

カンダラは努力次第で手にすることができる。だが、アソビへの使用は必ずしも自由ではなかつた。例えば、好みの女性の家へアソビに行つても、同じ「宿の先輩が家の回りを通つたら黙つとつた」し、「町（へ）アソビ出て年長者がいれば、すぐ逃げおつたな」という。日常のアソビは長幼の序から無言の社会的圧力を受けていたのである。もし露見すれば、宿頭から「ぬしや、はよイロケ出して生意氣な」と注意され、青年宿で精神講話が行なわれた。<sup>(10)</sup>これで更生しなければ、その青年は退宿命令により宿から追放された。制裁の対象となるのは年少になればなるほど多く、逆に年長になればなるほど緩和された「中野 一九九八・五九」。この集中と緩和の結節点にあるのも、やはり、移行期のオモテノリであつた。例えば、「未成年、二〇歳未満は絶対行つちやいけない」というように、二〇歳以下は、酒屋や遊郭への出入りを原則として認められなかつたが、祭礼やサンニョウの時期においては、一七、一八歳くらいになつた者であれば、「良えよ良えよ祭りだから」と大目に見られたという。移行期のオモテノリは未成年であつても、その限定された期間、成年と同様の行為を認められたのである。移行期のオモテノリがカンダラを通じてアソブことは、強い干渉を受けながらも、金額としては最も大きく開かれていたのである。一見矛盾するこの図式は、どのように理解できるであろうか。

#### (四) アソビとイロケ

先に見たように、オモテノリ（未成年）のアソビの過剰はイロケが早くて生意氣だと捉えられた。しかし、矛盾するようだが、それにも関わらず、彼らのイロケは第一に求められていた。例えば、海上や寄港時の作業において、ある種のオモテノリは年長者から「女の尻追うばかりがイロじやない」と言われた。これは、仕事でも何でも「どのみち気が利かんちゅう」オモテノリに対して用いられた揶揄である。特にウエダチから二、三年の「仕事がこうだいたい覚えてからの」者へ、とりわけ「ちいところトレエがな者」へ、その揶揄が向けられたものだという。「イロケだせや」ということは、「前もつて次の仕事次の仕事つて、……仕事に追われんように」、操業の手順も「頭入れちゅうこと」、すなわち、仕事の「要領

の良えこと」や「サクマイ（準備）が良えってこと」を、オモテノリに求める慣用句なのであった。移行期のオモテノリは漁船内の仕事を覚え、全体の手順、それに応じた要領の良さが必須だったのである。そして、擲楡の先には「ようシカツテやつたらカンダラ、ジョウにやるぞ」と、アソビの存在がほのめかされていた。

要領の良いオモテノリは、船内の評価を得て、一人前の配当とカンダラも手にする。加えて、「あの子はようやるぞ」と認められた青年は、帰港してから青年宿でも表彰されたものであった〔中野 一九九八・五六―五七〕。これらは、漁獲物分配における一人前であることの上に、更に評価を加えたものであり、船内、青年宿といった、主として男性中心の領域において公認されるものであった。他方、カンダラは、それを多く貰った者が惜しみなく放出するものであった。カンダラを入手し、消費することは、その稀少性とあいまって、自らが評価されていることを、同年のオモテノリやそれ以下の青年へ誇示する意味も含んでいたのである。このことは、ある漁師が以下のように回想していることから充分に窺うことができるだろう。「（背広の）上にも下にも札束札束やらからね、そりゃあんたおもしれえねそりゃ、……勘定する時裸で（札束を）パーンて『これでどうや！』、格好いいや」。カンダラは、「いつぺんに使う」ため「二、三日で無くなってしまう」ものであった。<sup>(1)</sup>この消費は、若者が、上記の複数の評価を得た「イチニンマエ」であることをアツピールするものであり、彼らの生活を彩る大きな楽しみであったと思われる。

先の慣用句で留意すべきは、オモテノリのイロ（ケ）が異性との関係を前提としている点である。ある漁師は、この表現が移行期のオモテノリに対して用いられる理由について、「仕事まだ未熟やから分かるまあがの、それからオナゴのことちゆうものは直ぐあーゆうことつてものは馬鹿でもできよう、せやからそれ言うせい」と説明する。このように、「オナゴのこと」を早く覚え、「仕事」で熟すことはそれに遅くなるというこの認識は、彼ら若者が異性に対するイロケを身につけることをいかに重要と考えていたかを示している。異性との間の性体験を早く済ませることは一大関心事であった。そうであるからこそ、移行期のオモテノリには、アソビに限らず、仕事についても同様に気をまわすことのできるバランスの取れた力量が求められていたのである。日常のアソビが規制され、一時的にしか認められていなかったことは、移行期の

オモテノリが、アソビと仕事のバランスを身につける途上にあるということ、つまり、どっちつかずの存在と認識されていたことを意味している。このことは、彼らが、漁師としても、かつ、男としても中途半端な存在であったことを示している。すなわち、青年宿の在籍期間を、素人が漁師へとなる過程とすれば、それは同時に男としてアソビ（異性）を知る過程でもあり、若者は、そうして青年宿を退き、結婚して大人へとなつていったのである。<sup>(12)</sup>このような通過儀礼における過渡期の性格が、その過程の中でも、ウエダチからドビキへという移行期においてこそ顕著に示されていたことを理解すれば、彼らが、沖での労力を報いられつつも、社会的規制を集中的に受けることは矛盾ではない「ヘネップ 一九七七（一九〇五）…五七一九七」。

カンダラの入手と消費は、玉江浦の若者が一通りの仕事をできる漁師になったこと、及び、男として大人になったことなどが社会的に認められることを意味していた。あるべき漁師への到達が努力次第で早く得られるものであったことは、彼らの努力を引き出す大きな動機となつていたと考えられる。カンダラの額に多寡があつたことも、その動機を更に色付けるものであつた。この給付のシステムも「内証金」をより魅力的に見せていた。カンダラによるアソビは、家にとつて必ずしも好ましいものと見られていなかったが、若者が認められるために社会がイチニンマエとして要請していたものである。<sup>(13)</sup>

#### 四 おわりに

本稿では、「内証金」がどのようにに確保され、その収入がいかなる意味から求められていたのかを明らかにした。カンダラが「内証金」とされたのは、漁師の配当金が家計に計上されるという構造を前提とした、船内による個人的金銭の捻出の工夫にあり、この工夫が、若者の労働力に対する報奨の意味と結びつき、カンダラを確保するようになったのであつた。このカンダラは、遠洋漁船に乗り組んだ青年、すなわちオモテノリの中でも、ウエダチからドビキにかけての者が貰える

稀少なものであった。しかし、その消費に対しては社会的な干渉が集中するものであり、この矛盾する仕組みは、若者が大人へなる過渡期に見られる通過儀礼的な意味を持っていた。カンダラの入手と消費は、一方で、漁師として評価されること、他方で、異性とのアソビなどを認められることを意味し、若者の魅力となっていたのである。

「私財」のあり方は家族成員各々の立場により異なるだろう。「私財」研究に可能性があるとすれば、それは「私財」を取得する人物やそれが確保される社会関係、そして、いかなる理由から必要なのかといった家族の諸問題を明らかにしてこそ意義を持つと言える。

## 註

(1) 「私財」の性質の分類は以下の通りである〔中込 一九九二・八〇・八一〕。

「消費財型」…「個人が日常使用（または直接消費）する日用品の類」。具体的には衣類や化粧品などの女性の身の回り品、履物、布団などの夜具、食器、漁師の沖箱や煙草など。

「生産財型」…「個人がそれ自体を直接消費するのではなく、それを使って得られた収入を個人用の消費にふりむけることができる」もの。耕地、漁場、植林地、家畜など。

他方、「取得の形態」の分類内容は以下の三つである〔中込 一九九二・八三・八六〕。

①「財そのものが家族の外部に由来する」もので、具体的には嫁・婿の持参財。

②「家族内部で稼ぎ出されているが、財取得の場が家産・家業・家計の場合以外に設定されている」もの。傍系成員によるものの外、老人、子供、主婦、嫁などによる私財稼ぎ。

③「財の取得は家産・家業・家計の範囲内で行われるけれども、その使途が直接家業経営に還元されない」もの。家計の支出に基づく「給付」、転用する形の「ヘソクリ」を指す。

(2) 他方の「生産財型の私財」そのものには「私」性が認められないとされる〔中込 一九九二・八〇・八二〕。それは、耕地などからの収益で購入した日用品そのものの性質により確保されると考えられている。

(3) 取得の諸形態を中込が整理したのは、「私財」の取得の仕方を公認かそうでないかという指標のみで割り切るのが「少々乱暴」であると考え、その具体的内容を明らかにするためだという。だが、「取得の形態」の分類における中込の基準には一貫性がなく、分かりづらい。例えば、先の①の「私財」の「私」性の確保については本文で触れた通りであるが、②について中込は、「私財」稼ぎの行なわれる「時間・空間」に一つの傾向があるとして、その傾向を、「家族の「公」からは区別された、家族員個々の「私」の時間・空間であると同時に、他方では個々の家族の「公」に囲い込まれていないより大きな「公」の時間・空間である」と表現し、この点が「家族の「公」に対する個々人の「私」性の確保という問題に関連しているのではないか」と述べている。新たに「公」・「私」の分類を作り上げることと議論が複雑になっているが、具体的には「私財」稼ぎが、休日や休み時間などに、山野・川原・その他の開墾地を利用してなされていることを指す「中込 一九九二・八三・八六」。時間と空間といった指標はここだけに用いられているのである。また、この②で得られた収益について、自給用の外は「換金」とされ、他に説明は無い。だが、③の場合を見ると、家計からの給付や転用による収益の「私」性が、やはりその収益で購入する日用品の性質と関連付けられており「中込 一九九二・八六」、金銭を消費する意味については、財の性質との関係以外は、ほとんど考慮されていないことが分かる。

(4) ここでは家族成員全てでなく、若者に焦点を当てる。その経済行為について従来は、若者の組織的收入を検討するものが多く「桜田 一九八〇(一九四二)・五五・六七、一九四三、多仁 一九八四」、個人的な所得についての先行研究はほとんどない。漁村における漁獲物の問題としては、倉田一郎が漁村と漁業形態との関わりを類型化する試みを行ない、千葉県事例から、漁業従事者の特別労務に対する配分の起源を、「盗み魚」のような「内密の得分」にあったのではないかと示唆していた「倉田 一九九五(一九四三)・二五・一二五二」。だが、それは本格的な検討には至らず、その後の進展はない。

(5) ウエダチは「生立」「植立」(植えたばかりの木の比喩)とも表記される(青年協行会総会決議録による)。ダチはある状態になったばかりを意味する。ドビキは、引きずるという意味のドビクという語彙と関係づけられ、ウエダチに「引きずられているからがんばらなきゃいけない」と説明される。

(6) カンダラの額は、「船々によって違う」というように、水揚げの多寡にもよっていた。明治時代の例を挙げれば、水揚げ

の一割には及ばないが、一人前の取り分の約三〇—一九パーセント分を占める高額であった〔中野 一九九九・五〇〕を参照）。

(7) 内証と意味つける歴史は明治時代に溯る。明治三十六年の遠洋漁業奨励事業報告では、玉江浦のカンダラについて「若者」は自分の漁具を持参する外、特別に漁具を製作してその船に寄付する。その代わり、正月の決算時に水揚げの多寡に従った金額を「劈頭第一漁獲高ヨリ引去り若者ニ与フ」、これを「俗ニ「カンダラ」〔内証金ノ意〕ト称ス」と記されている。この「内証金ノ意」については、「表乗リハ困難ニシテ且實際ノ分配金ハ親父ノ為メニ引上ケラルルヲ以テ此「カンダラ」自己ノ所得トスル」と説明している〔農商務省水産局 一九〇三・一六三・一八三〕。「内証金」は親から取り上げられないためであった。

(8) 内証とはいえ、カンダラの存在は親も認知していた。家によつては、親が「なんぼあつたかよつてことは聞きよつた」もので、息子の立場として「家の苦しみは分かるからのお……だから半分くらいは出す」者もあつた。この種の隠匿性の問題はジンメルによる秘密の考察を想起させる。ジンメルは、秘密の社会学的な特性について「ある者の秘密が他者によつてある程度までは承認されているということであり、意図的あるいは無意図的に隠蔽されていることが意図的あるいは無意図的に顧慮される」ことだと述べ、本来の秘密は、「隠蔽行為の意図」と「暴露の意図」とが対立することに求められるという〔ジンメル 一九七九（一九〇八）：四〇〕。これが、秘密結社の前提とされていた点は、カンダラにおける内証の性格が、青年宿組織の成立に関して持つ意味の重要性を示唆していると言える。

(9) 一九五六年「総会決議事項」による。借金を返済するため、船内に対して「カンコロやるから黙つていてくれ」と頼むこともあつた。カンコロしたことは、船内各人の配当額を間接的に聞くことで、その額の不一致から親に知られてしまうもので、親から注意されたことは言うまでもない。一九七八年、従来のように手渡しで配当を支払うのではなく、各自の口座へ直接お金が振り込まれるようになり、現金だから可能だったカンコロは姿を消していった。なお、借金の一つであるツカイは、かつて、サンニョウの際、オモテノリから返済し、改めて歩合の配当を受けるものであつた。この返済は、「青年の費途を親元に判然させる」ために〔柳編 一九三四・一二三〕、親を経由するよう度々注意されていた。また、店に対して生じた借金の返済は、次期サンニョウで得られたカンダラで賄われた。また、問屋からの借金も戒められていた

(一九三五年決議事項「玉江浦協行會遠洋漁業肅正ニ關スル事項」「漁業肅正恪守ニ関スル注意事項」による)。

(10) 精神講話は青年宿で夜中に窓や扉を締め切つて行なわれ、人通りがあれば通り過ぎるまで中止した。横向や横向頭は、該当者に弟がいれば、他人より先に弟を懲らしめた。これは「弟も何も無い、青年宿入つたなら親も何も無い、それに預けたんだもの」という理由からであつたと言う。制裁を受けた者は、翌朝家に戻つた際、親から訊ねられても黙つてゐるのであつた。青年宿は、このように親や家に対して秘すべき側面を有してゐた。

(11) 威信や名譽を競う散財(消費)のあり方は、モースが指摘したボトラツチの「競覇的性格」と無縁でない「モース 一九七三(一九六八)・二二六・二三二、二五八・三〇一」。

(12) 戦前において結婚は、青年宿を退宿した後にするものであつたとされている。長男の場合は家を継ぐものとされているが、次三男については分家に出すことが多かつた。その際は、「あの時代にこゝら家……五、六年で建てよつた、みな親が管理するから」というように、個々の配当は親が管理して、息子が独立して家を建てる資金として貯蓄したと言われている。後に、二四歳前後でも在宿中に結婚する者もいた。既婚した青年は日中宿にゐるが、夜間は宿泊せず自宅へ帰るものであつた。長男であれば、新たに部屋をあてがわれ、そこで嫁を迎えた生活を始める。部屋の利用は家によりまちまちで一定していない。この段階で両親が隠居部屋に移る場合もあるが、多くの場合、家長権など大半の委譲は、親が遠洋漁業を引退する頃か、それ以後に行なわれていた。長男の場合、暫くの期間、両親夫婦のもとで生活が主導されるが、次三男の場合は、夫婦家族の生活であるため、親からの独立度が高かつた。既婚後の生活は、長男か、次三男であるかにより異なるのである。未婚の青年は、食事、風呂、衣服その他の経済面にわたつて、両親の家に依存してゐた。カンダラが集中してゐたのは、これら未婚の青年に対してであつた。

(13) カンダラによるアソビが広く公認されるのは、厳島神社祭礼(五月)に伴う傾向があるため、これと関係づけて理解することも必要である。この祭礼には和船競漕が行なわれ、その選手は、年配者達の選挙によつて青年宿の中から模範的な人物が選ばれた。選ばれる年齢層は、「二、三、四年が主」であり、上でも横向まであつた。競漕を終え、表彰式を済ませると、選手達は各自の家へ下駄履きのまま濡れた体で畳へ上がり、ガツチャンガツチャンと踏み鳴らし、酒の接待を受けて騒いだ。家で応じる家族は、事前に畳を上げるなり、シートを引くなりして対処したが、嫁入したばかりの人や事情の

知らない人は、あまりにひどいと憤慨することもあったという。家内に対して暴力的な行為を無秩序に持ち込むこの行為は、家に対する若者の存在を誇示するものとして「内証金」の背景を象徴的に映し出している。これが、とりわけ、青年のうち最も模範と見なされた人間（多額のカンダラを貰う者と当然重複するだろう）に見られた行為であったことは、そうした象徴的行為の性質が、家からの分離の過程、すなわち、通過儀礼的な側面を色濃く示していたからだと考えられる。選手の応援に出た同じ宿の者や友人達も、彼らの家へ祝福とねぎらいに駆けつけたが、これらの者が女装して更にその騒ぎを大きくしていたことも、多くの社会や文芸に見られる「象徴的逆転 (symbolic inversion)」と同様に注目される「ターナー 一九七六 (一九六九) : 二三五-二九四、バブcock 編 一九八四 (一九七八)」。このようなアソビと祝祭のあり方は、社会史で指摘されてきたシャリヴァリの様相や、モラル・エコノミーの機能と類似する点が多い（例えば「近藤 一九九〇 : 二三四、三二-三六」を参照）。

## 参考文献

倉田 一郎 一九三七「かんだら放」『民間伝承』、三二三、一頁

一九九五 (一九四三)「漁獲物の分配とその問題」、谷川健一編『農山漁民文化と民俗語 (日本民俗文化資料集成)』、一六、三一書房、二二八-二六〇頁

近藤和彦 一九九〇「モラル・エコノミーとシャリヴァリ」、柴田三千雄他編『民衆文化』、岩波書店 (シリーズ世界史への問い)、一六、一七-四四頁

桜田勝徳 一九八〇 (一九四二)「旧漁業と若者組」『桜田勝徳著作集』、二巻、名著出版、五五-六七頁

一九四三「漁獲物の分配と年齢階層制度」『水産界』、七三三、二-三頁

ジンメル、G (居安正訳) 一九七九 (一九〇八)『秘密の社会学』、世界思想社 (von Georg Simmel, *Soziologie : Untersuchungen über die Formen der Vergesellschaftung*, Duncker & Humblot.)

多仁照廣 一九八四『若者仲間の歴史』、日本青年館

ターナー、V・W (富倉光雄訳) 一九七六 (一九六九)『儀礼の過程』、思索社 (Victor W. Turner, *The ritual process : structure*

and anti-structure. Aldine Pub. Co.)

中込睦子 一九九二「家族と私財——私財の諸形態——」『比較家族史研究』六、七六—八七頁

中野 泰 一九九八「年齢階梯制における差異化のシステムと正当化——山口県秋市玉江浦の青年宿——」、清水浩昭他編『性と年齢の人類学（高橋統一先生古稀記念論文集）』、岩田書院、四七—六八頁

—— 一九九九「漁民育成におけるカンダラの意義——玉江浦の遠洋漁業と漁獲物分配制度——」『日本民俗学』二二八号、二五—五四頁

農商務省水産局 一九〇三『遠洋漁業奨励事業報告』

バブコック、B・A編（岩崎宗治・井上兼行訳）一九八四（一九七八）『さかさまの世界：芸術と社会における象徴的逆転』、

岩波書店 (Barbara A. Babcock, (ed.) *The reversible world : symbolic inversion in art and society*. Cornell University Press.)

ヘネップ（綾部恒雄、綾部裕子訳）一九七七（一九〇九）『通過儀礼』、弘文堂 (Arnold van Gennep. *Les rites de passage : étude systématique des ceremonies*. Librairie Critique, Paris.)

モース、M（有地亨他訳）一九七三（一九六八）『社会学と人類学：Ⅰ』、弘文堂 (Marcel Mauss, *Sociologie et anthropologie*. 4ed. Presses universitaires de France.)

柳敬之助編 一九三四『玉江浦とその青年宿』、山口県秋市玉江浦漁業組合発行

柳田国男 一九六九（一九四六）『家閑談』、鎌倉書房（後、『定本柳田国男集』、一五卷所収）

（新潟大学大学院 民俗学）